

平成26年4月における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

すべての事業所(相談支援事業所を除く)について、みだしの届出をつぎのとおり提出していただきます。

1 提出期限

平成26年4月15日(火)【期限当日の消印有効】

- 平成26年5月1日適用の加算届も、4月15日(火)が締切になっております。
- 提出期限を過ぎますと、6月以降の適用になりますのでご注意ください。
- 印の加算は前年度に算定している場合でも、今回期限までに届出がないと4月以降は算定できませんので、特に注意してください。

2 提出先

〒460-8508(住所不要) 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定事業係

3 提出書類

事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

- 様式はすべて改正されておりますので、ウェルネットなごやの加算のページから最新の様式をダウンロードしてください。
- 各様式に記載されている注釈をよくお読みください。記載例もご参考願います。

従前の「共同生活介護」及び「共同生活援助」の事業所については、別途締め切りを設定して、提出していただく書類をお示しする予定です。

サービス種別	介護居宅介護・在宅介護・療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	型(介護サービス)共同生活援助	型(外部サービス)共同生活援助	施設入所支援
	(その1)	(その2)	(その3)	(その4)	(その7)	(その7)	(その7)	(その8)	(その9)	(その9)			(その6)
必要書類													
共通	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1) ※適用する加算はすべて「あり」に○をつけること	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 【(訪問系) (別紙2-1)】	◎											
	※平成26年4月の勤務予定で作成すること 【(その他) (別紙2-2)】		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
	最新の運営規程	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
平均利用者数算定シート(別紙33)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
平成25年度実績が必要な加算届	特定事業所加算に関する届出書(別紙3-1~3-4)	○											
	特定事業所加算(人材要件)の届出に係る計算シート(別紙3-1-2~3-4-2)	○											
	人員配置体制加算に関する届出書(療養介護)(別紙4)		○										
	人員配置体制加算に関する届出書(生活介護)(別紙5)			○									
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書(別紙10)			○		○	○	○	○	○			
	重度障害者支援体制加算に関する届出書(別紙12)												○
	夜勤職員配置体制加算に関する届出書(別紙13)												○
	共同生活援助に係る共同生活住居及び入居者の状況(別紙15)												
	通勤者生活支援加算に関する届出書(別紙19)							○					
	地域移行支援体制強化加算に関する届出書(別紙22)							○					
	就労移行支援体制加算に関する届出書(就労移行支援)(別紙25)								○				
	移行準備支援体制加算(I)に関する届出書(別紙26)								○				
	就労移行支援体制加算に関する届出書(就労継続支援)(別紙27)									○	○		
	目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書(別紙29)										○		
目標工賃達成加算に関する届出書(別紙30)										○			
平均障害区分の算出(別紙31)			○										
その他の加算	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	

◎...届出が必要な書類

○...当該加算を算定している場合は必要

△...①新規の算定又は変更する場合には必要

②平成25年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要。

※ 就業継続支援B型事業者の方には、工賃向上計画の提出について、愛知県障害福祉課から既に通知されています。